

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公表番号】特表2013-500003(P2013-500003A)

【公表日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2012-520985(P2012-520985)

【国際特許分類】

C 12 N 5/071 (2010.01)

【F I】

C 12 N 5/00 202 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

筋線維芽細胞を取得する方法であって、

線維芽細胞を必須として含有する細胞試料を、乳腺上皮細胞用培地である無血清培地中で培養する段階を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

上記無血清培地が、さらに、インスリン、ヒドロコルチゾン、EGF、ウシ下垂体抽出物および抗生物質から選択される、少なくとも1つの補充物を含有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

段階(a)が、

例えば生物組織などの生物学的試料から細胞懸濁液を取得し、そして、

線維芽細胞の成長にとって有利に作用する培地、例えば血清を含有する培地において得られる細胞に対して初期培養を実施することを含む、請求項1から2のいずれか1項に記載の方法。

【請求項4】

段階(a)が、

例えば生物組織などの生物学的試料から細胞懸濁液を取得し、そして、

細胞の亜集団を精製して、線維芽細胞を必須として含有する上記細胞試料を得ることを含む、請求項1から2のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

上記生物学的試料が腫瘍、好ましくは細胞腫である、請求項3または4に記載の方法。

【請求項6】

上記生物学的試料が筋線維芽細胞を含有する、請求項3から5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項7】

請求項1から6のいずれか1項に記載の方法によって得られる筋線維芽細胞の細胞培養物であって、含有する細胞のうち少なくとも80%が筋線維芽細胞であることを特徴とする、細胞培養物。

【請求項8】

血清を含有しない、請求項 7 に記載の細胞培養物。

【請求項 9】

含有する細胞のうち少なくとも 9 5 % が筋線維芽細胞である、請求項 7 または 8 に記載の細胞培養物。

【請求項 10】

含有する細胞のうち少なくとも 8 0 % が筋線維芽細胞である細胞培養物を得るために、請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載の方法を使用する使用方法。

【請求項 11】

上記細胞が無血清培地中に存在する、請求項 10 に記載の使用方法。

【請求項 12】

上記細胞培養物に含有される細胞のうち少なくとも 9 5 % が筋線維芽細胞である、請求項 11 に記載の使用方法。

【請求項 13】

線維芽細胞を必須として含有する細胞試料から筋線維芽細胞を取得するために、ヒト乳腺上皮細胞を培養するために開発された無血清培地を使用する使用方法。

【請求項 14】

上記無血清培地が、インスリン、ヒドロコルチゾン、E G F、ウシ下垂体抽出物および抗生物質から選択される、少なくとも 1 つの補充物を含有している、請求項 13 に記載の使用方法。